

申請に対する処分

処分名	はり・きゅう施術料の助成
根拠法令	奄美市はり・きゅう施術料の助成に関する条例
所管課	高齢者福祉課

はり・きゅう施術者指定の決定

奄美市はり・きゅう施術料の助成に関する条例

奄美市はり・きゅう施術料の助成に関する条例施行規則

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

次に掲げる要件を備えるもの

ア はり師又はきゅう師の免許を有するもの

イ 市内に施術所を有するもの

(2) 申請の方法

施術者指定を受けようとするものは、はり・きゅう施術者指定申請書に、次に掲げる書類を添えて提出する。

ア はり師又はきゅう師の免許証の写し

イ 県知事に届け出た施術所開設届書の写し

(3) 許認可等の要件

上記(1)の要件に該当し、施術者として適当と認められる人

2 標準処理時間

7日